



の  
払  
込  
み

に  
加  
え  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
第  
十  
八  
号  
に  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
払  
い  
込  
む  
も  
の  
と  
す  
る  
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 30}{100 \times 365}$$

十  
三  
  
初  
期  
利  
子

平  
成  
十  
七  
年  
三  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
支  
払  
う  
。  
た  
だ  
し  
、  
支  
払  
期  
が  
銀  
行  
休  
業  
日  
に  
当  
た  
る  
と  
き  
は  
、  
そ  
の  
翌  
営  
業  
日  
に  
支  
払  
う  
。  
以  
下  
、  
次  
号  
及  
び  
第  
十  
五  
号  
に  
お  
い  
て  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
つ  
い  
て  
同  
じ  
。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十  
四  
  
第  
二  
期  
以  
後  
の  
利  
子

毎  
年  
三  
月  
二  
十  
日  
及  
び  
九  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し  
、  
各  
支  
払  
期  
に  
お  
い  
て  
、  
そ  
の  
日  
以  
前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
る  
利  
子  
を  
支  
払  
う  
。

十  
五  
  
償  
還  
期  
限

平  
成  
二  
十  
六  
年  
九  
月  
二  
十  
日  
額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
百  
円

十  
六  
  
元  
利  
金  
支  
払  
所

日  
本  
銀  
行

十  
七  
  
払  
込  
期  
日

平  
成  
十  
六  
年  
十  
月  
二  
十  
日

十  
八